

旭市は、豊かな自然と便利さが共存する、千葉県北東部の中核都市です。

全国的に有名な「九十九里浜」の最東端に位置し、南側には太平洋が広がっています。

旭市で事業を始めて、週末はマリンスポーツやマリンレジャーを満喫しながら仕事してみませんか！



企業奨励制度



旭市の概要

人口 約61,000人
面積 約130平方km

- ・東京から90km圏内に位置し、車や電車で80分で都心へ！
- ・成田空港へも好アクセス
- ・温暖な気候（夏は涼しく、冬は暖かい）
- ・肉、魚、野菜、果物などの全国有数の大産地

旭市役所商工観光課 商工労政班
住 所 千葉県旭市二の2132番地
電 話 0479-62-5874
F A X 0479-62-4200
E - mail syoko@city.asahi.lg.jp



旭市企業奨励制度

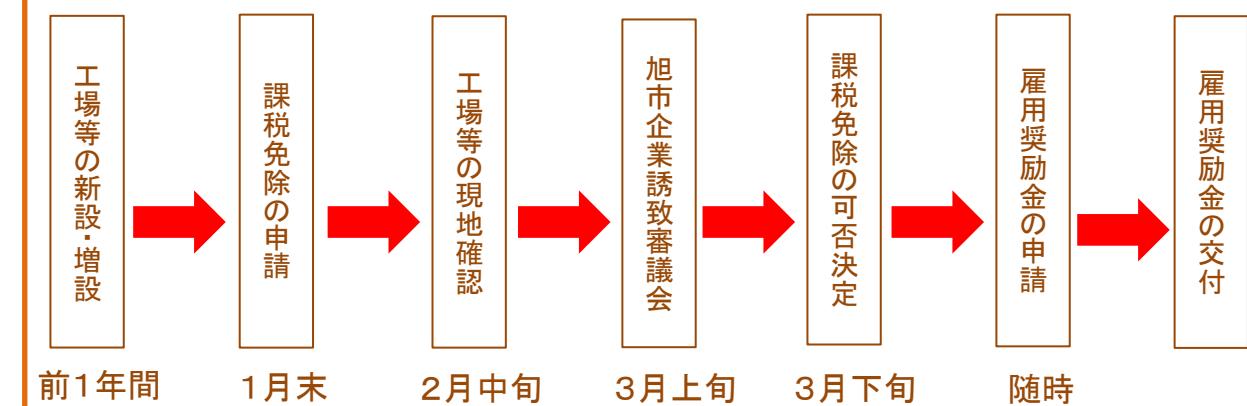
● 対象要件 (次の要件を全て満たす必要があります。)

対象業種	製造業、道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業、情報通信業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル、公園・遊園地、産科、小児科、植物工場 ※市内に立地する、もしくは立地しようとする企業が対象です。 ※法人・個人は問いません。
従業員数	5名以上(事業専従者を除く)※産科・小児科は従業員数の要件なし
投下固定資産額	設備投資に要した費用が次の額以上であること。 ・新設の場合:5,000万円以上 ・増設の場合:3,000万円以上 ※産科・小児科は新設の場合のみ投下固定資産額の要件なし

● 支援内容

固定資産税の課税免除	事業用資産(土地、家屋及び償却資産)にかかる固定資産税を 5年間課税免除 します。 (令和7年1月から) 土地は取得から 5年以内 に家屋を建設する場合のみ対象です。 (令和6年12月まで) 土地は取得から 1年以内 に家屋を建設する場合のみ対象です。
雇用奨励金	(固定資産税の課税免除を受けることが条件です) 新規雇用者 1人につき30万円 を交付します。 (上限:1企業あたり1,200万円) 対象となる社員の要件 ・採用時から申請時まで引き続き旭市に住所を有し、申請時に1年以上継続雇用していること。 ・課税免除の対象となる固定資産を投下した日の前後6ヶ月の間に雇用していること。 ・雇用期間に定めがないこと。(いわゆる正社員) ※企業の社員総数が増えていること。
緑化奨励金	(固定資産税の課税免除を受けることが条件です) 整備緑地 1m²につき2,000円 を交付します。 (上限:1企業あたり1,000万円) 対象となる企業 ・工場立地法に基づく特定工場(敷地面積が9,000m²以上又は建築面積が3,000m²以上の工場)で、製造業を営む企業

奨励措置スケジュール



旭市中小事業者支援制度

旭市制度融資

制度概要	市内の中小企業が千葉県信用保証協会の保証に基づき利用できる融資制度です。なお、本融資には市の利子補給の制度が適用されます。								
融資限度額 融資利率等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金(責任共有制度対象) <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 限度額1,000万円 償還期間 5年以内 ・設備資金 限度額2,000万円 償還期間10年以内 ●小規模事業資金(責任共有制度対象外) <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 限度額 500万円 償還期間 5年以内 ・設備資金 限度額 500万円 償還期間 7年以内 ●利率(別途信用保証料がかかります) <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>1年超～3年以内</td> <td>2.55%</td> </tr> <tr> <td>3年超～5年以内</td> <td>2.75%</td> </tr> <tr> <td>5年超～10年以内</td> <td>2.95%</td> </tr> </table> ●利子補給 年2.15% <div style="float: right;"> <p>利子補給率は県内でもトップクラスです！</p> </div>	1年以内	2.20%	1年超～3年以内	2.55%	3年超～5年以内	2.75%	5年超～10年以内	2.95%
1年以内	2.20%								
1年超～3年以内	2.55%								
3年超～5年以内	2.75%								
5年超～10年以内	2.95%								

この他にも要件等があります。ご活用の際は必ず事前に相談ください。